

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	決算報告書の承認
概要	解散した組合の清算人は、清算事務が終わった場合は、決算報告書を作成し、市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第49条
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>1 清算事務が適正に行われ、定款に違反しておらず、かつ、次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 解散当時未了の状態にある事務の処理が終了していること。 ※具体例 ・取引先との継続的な契約の終了 ・職員との雇用関係の終了 ・事業の遂行が不可能となり組合が解散した場合は、組合事業施行前の状態への復帰工事の終了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済が終了していること。 (3) 残余財産の引渡しが終わっていること。 残余財産の処分は、定款の定める方法、又は総会、総代会の承認を得た方法によって、最も公平に組合員に還付すること。 ※残余財産の処分は、(2)が終了した後に行うこと。 ※訴訟継続中の組合については清算事務が結了したとはみなしません。</p> <p>2 決算報告書には次の事項を記載すること（土地区画整理法施行規則第18条）。</p> <p>(1) 組合の解散時における財産及び債務の明細 (2) 債権の取立て及び債務の弁済の経緯 (3) 残余財産の処分の明細</p>
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	隨時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000023321.html
備考	